

意見書案第3号

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書について

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書を別紙のとおり提出します。

平成26年9月29日

提出者 佐野市議会議員 篠原 一世

賛成者 佐野市議会議員 菅原 達

〃 〃 岡村 恵子

〃 〃 蓼沼 一弘

〃 〃 川嶋 嘉一

〃 〃 横田 誠

## 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がある。そのような中、栃木県では昭和40年代に栃木県立聾学校において、「同時法」という新たな教育手段を構築し、手話と音声言語の両方を用いた教育を全国に先駆けて取り組んだ大変誇らしい歴史がある。しかし聾学校だけでは解決できない問題も多々あった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記され、国は本年1月に障害者権利条約を批准した。

批准に先立ち国は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、国においては、下記の事項を踏まえた「手話言語法（仮称）」を制定するよう強く求める。

### 記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月29日

衆議院議長	伊	吹	文	明	様
参議院議長	山	崎	正	昭	様
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
厚生労働大臣	塩	崎	恭	久	様
文部科学大臣	下	村	博	文	様

佐野市議会